

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

H25.1.2.27付国関整用企第132号用地部長通知

(最近改正：H30.3.15付国関整用企第379号)

赤字下線：今回改正箇所

新							旧									
第6 建物等の調査 1～6 省略 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討 工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。							第6 建物等の調査 1～6 省略 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討 工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。									
表6-34							表6-34									
区分		単位	職種	外業 調査	内業 図面等 算定	計	備考	区分		単位	職種	外業 調査	内業 図面等 算定	計	備考	
建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	技師 A	0.24	0.41	——	0.65人		建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	技師 A	0.24	0.41	——	0.65人
			技師 B	0.24	0.32	——	0.56人					技師 B	0.24	0.32	——	0.56人
			技師 C	0.24	0.67	——	0.91人					技師 C	0.24	0.67	——	0.91人
			技師 D	——	0.19	——	0.19人					技師 D	——	0.19	——	0.19人
注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。 注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表 <u>8-6</u> を加算することができるものとする。							注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。 注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表 <u>9-5</u> を加算することができるものとする。									

新

第8 予備調査

予備調査は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。

なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）について、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。

（留意点）建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。

表8-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.76人	
			技師 A	0.76人	
			技師 B	0.76人	

3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表8-2により行うものとする。

ただし、1事業所の予備調査を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表8-2の歩掛に表8-3の補正を行うものとする。

（参考）1業務の直接人件費 = (単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数)

表8-2

種目	単位	規模	職種	外業	備考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68人	

表8-3

権利者数	補正率
------	-----

旧

第8 予備調査

予備調査は、大規模工場等の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該大規模工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略を予め把握するために行う調査とする。

なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）について、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。

（留意点）建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。

表8-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務 (権利者)	—	主任技師	1.08人	
			技師 A	1.08人	
			技師 B	1.08人	

注 本表単位欄の業務は、原則として、大規模工場等1権利者を1発注で行うものとする。

新

3未満	1.00
3以上～5未満	0.90
5以上～10未満	0.80
10以上	0.70

4 企業内容等の調査

企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 4 により行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転計画案の検討に必要なと認められる事項

表 8 - 4

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	0.70	0.35	1.05人	
		技師 B	0.70	0.60	1.30人	
		技師 C	0.70	0.92	1.62人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

5 敷地使用実態の調査

敷地使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 5 により行うものとする。

なお、発注者から現況平面図の支給又は権利者が所有している敷地の配置図等の提供を受けることが困難であって、当該敷地の配置図を現況測量等によって作成する必要があると認められる場合には、別途その費用を計上するものとする。また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表 8 - 6 により加算することができるものとする。

旧

3 企業の内容等の調査

企業の内容等の調査は、移転工法の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 2 により行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造（加工）品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 主たる原料及び製品の価格並びに販売（得意）先
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法の検討に必要なと認められる事項

表 8 - 2

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	0.81	—	0.81人	
		技師 B	0.81	0.54	1.35人	
		技師 C	0.81	1.08	1.89人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

4 敷地使用実態の調査

敷地使用実態の調査とは、敷地面積、土地の取得等の範囲及び面積、用途地域等及び公法上の規制、工場立地法に基づく緑地の位置及び面積、敷地内に存する各建物の位置、構造、階数等、機械設備、生産設備、附帯工作物並びに敷地の使用実態（駐車場等の位置及び収容台数、原材料、製品等の置場及び品目数量、その他）等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 3 により行うものとする。

なお、発注者から現況平面図の支給又は権利者が所有している敷地の配置図等の提供を受けることが困難であって、当該敷地の配置図を平板測量等によって作成する必要があると認められる場合には、別途その費用を計上することができるものとする。

新

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表 8 - 5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
敷地全体の配置	事業所	300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.28	0.18	0.46人	
			技師 B	0.28	0.97	1.25人	
			技師 C	0.28	0.28	0.56人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転計画案を検討する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 8 - 7 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の使用 実態追加調査	1回 当たり	敷地面積	技師 A	0.10	0.03	0.13人	
		300㎡以上	技師 B	0.10	0.05	0.15人	
		500㎡未満	技師 C	0.10	0.05	0.15人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 8 - 7 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 7

敷 地 面 積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

旧

表 8 - 3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
敷地全体の配置	事業所	300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.32	0.03	0.03	0.38人	
			技師 B	0.32	0.48	0.19	0.99人	
			技師 C	0.32	0.14	0.06	0.52人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等によって移転工法上必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 8 - 4 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 4

敷 地 面 積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

新

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

6 建物調査

建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 8 により行うものとする。

表 8 - 8

区 分	単 位	規 模	職 種	業			計	備 考
				外 業 調 査	内 業 図面等 算 定			
建 物	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.10	0.68人	
			技師 A	0.44	0.58	—	1.02人	
			技師 B	0.44	0.70	0.37	1.51人	
			技師 C	—	0.03	0.26	0.29人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注 1 建物は、木造、非木造の区分を行わないものとする。

注 2 本表規模欄に定める建物延べ面積以外の建物は、表 8 - 9 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 9

建 物 面 積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

7 機械設備等調査

機械設備等（生産設備、附帯工作物を含む。）の調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 10 により行うものとする。

表 8 - 10

区 分	単 位	規 模	職 種	業		計	備 考
				外 業	内 業		

旧

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

5 建物調査

建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の算定及び移転計画の作成に必要な概要調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 5 により行うものとする。

表 8 - 5

区 分	単 位	規 模	職 種	業			計	備 考
				外 業 調 査	内 業 図面等 算 定			
建 物	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.45	0.06	0.06	0.57人	
			技師 A	0.45	0.62	—	1.07人	
			技師 B	0.45	0.62	0.28	1.35人	
			技師 C	—	0.03	0.28	0.31人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注 1 建物は、木造、非木造の区分を行わないものとする。

注 2 本表規模欄に定める建物延べ面積以外の建物は、表 8 - 6 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 6

建 物 面 積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

6 機械設備等調査

機械設備等（生産設備、附帯工作物を含む。）の調査は、配置、機械名（種類）、規格等、再築費又は復元の概算額の算定及び、移転計画の作成に必要な概要の調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 7 により行うものとする。

表 8 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	業		計	備 考
				外 業	内 業		

新

				調 査	図面等	算 定	
機械設備等	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.90	0.21	0.30	1.41人
			技師 A	0.90	0.78	1.44	3.12人
			技師 B	0.90	1.50	—	2.40人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 8 - 11 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 11

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

8 移転計画書の作成

移転計画書の作成は、基準、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（以下「運用方針」という。）及び国土交通省損失補償取扱要領（以下「取扱要領」という。）の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の計画書 2 ~ 3 案を作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 12 によるものとする。

表 8 - 12

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
移転計画書の作成	事業所	300㎡以上 500㎡未満	主任技師	0.47人	
			技師 A	1.68人	
			技師 B	1.15人	
			技師 C	5.51人	

旧

				調 査	図面等	算 定	
機械設備等	事業所	400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.02	0.33	0.16	1.51人
			技師 A	1.02	0.66	0.66	2.34人
			技師 B	1.02	1.30	0.21	2.53人
			技師 D	—	—	0.33	0.33人

注 本表規模欄の面積は、当該権利者に係る屋内、屋外にあって、機械設備、生産設備等の設置面積とし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 8 - 8 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 8

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

7 移転計画書の作成

移転計画書の作成の費用は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（以下「運用方針」という。）及び国土交通省損失補償取扱要領（以下「取扱要領」という。）の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復される移転計画書 2 ~ 3 案の作成として、主として次の作業を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 9 によるものとする。

- (1) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ
- (2) 建物（関連移転を必要と認められるものを含む）機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画書検討概要書
- (6) 移転計画各案の比較表

表 8 - 9

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
移転計画書の作成	事業所	300㎡以上 500㎡未満	主任技師	1.29人	
			技師 A	1.29人	
			技師 B	1.29人	
			技師 C	1.52人	

新

注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転計画案の概略の作成に想定される面積とする。

注2 本表規模欄の面積以外の場合は、表 8 - 13 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 13

敷地面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満	1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	25,000 m ² 以上 35,000 m ² 未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

旧

注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転計画案の概略の作成に想定される面積とする。

注2 本表規模欄の面積以外の場合は、表 8 - 10 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 10

敷地面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満	1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	25,000 m ² 以上 35,000 m ² 未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

新

第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-1により行うものとする。

表9-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.76人	
			技師 A	0.76人	
			技師 B	0.76人	

3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表9-2により行うものとする。

ただし、1事業所の移転工法案の検討を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって 表9-2の歩掛に表9-3の補正を行うものとする。

(参考) 1業務の直接人件費 = (単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数)

表9-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68人	

表9-3

権 利 者 数	補 正 率
3未満	1.00
3以上～5未満	0.90
5以上～10未満	0.80
10以上	0.70

旧

第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等で当該敷地(土地)の一部が取得等の対象となる場合において、当該大規模工場等の企業内容及び敷地使用実態などを調査したうえで、現状の機能を構内(残地)において回復させる移転工法案の作成を行うものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表9-1により行うものとする。

ただし、複数の権利者の移転工法案の検討を1業務として発注する場合は、その権利者数によって 表9-1の歩掛に表9-2の補正を行うものとする。

(参考) 1業務の直接人件費 = (単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数)

表9-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.62人	

表9-2

権 利 者 数	補 正 率
3未満	1.00
3以上～5未満	0.90
5以上～10未満	0.80
10以上	0.70

新

4 企業内容等の調査

企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9 - 4 により行うものとする。

なお、予備調査、または、第 7 営業その他の調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 50 パーセントに補正するものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法案の検討に必要なと認められる事項

表 9 - 4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	0.70	0.35	1.05 人	
		技師 B	0.70	0.60	1.30 人	
		技師 C	0.70	0.92	1.62 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用し営業を行っている者をいう。

5 敷地使用実態の調査

敷地使用実態の調査は、移転工法案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9 - 5 によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 50 パーセントに補正するものとする。

また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2 回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表 9 - 6 により加算することができるものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等

屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めらるるもの

旧

3 企業内容等の把握（調査）

企業内容の調査は、移転工法検討に当たって、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9 - 3 により行うものとする。

ただし、本業務費の積算に当たっては、当該権利者（大規模工場等）について第 8 予備調査を行っているもの、又は第 7 営業その他の調査を行っているものについては、原則として、本業務に係る費用は計上しないものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造（加工）品目
- (3) 所有者又は占有者の組織および他大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 主たる原料および製品の価格並びに販売（得意）先
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法の検討に必要なと認められる事項

表 9 - 3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	0.81	—	0.81 人	
		技師 B	0.81	0.54	1.35 人	
		技師 C	0.81	1.08	1.89 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用し営業を行っている者をいう。

4 敷地の使用実態の調査

敷地の使用実態の調査は、大規模工場等の移転工法案の検討に先立ち、建物等の調査書等を基に当該敷地の使用実態（敷地面積、土地の取得等の範囲及び面積、用途地域等及び公法上の規制、工場立地法等に基づく緑地の位置及び面積、駐車場等の位置及び収容台数、原材料、製品等の置場及び品目数量、その他）の調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9 - 4 によるものとする。ただし、当該権利者（大規模工場等）の第 8 予備調査を行ったものについては、原則として、本業務に係る費用は計上しないものとする。なお、予備調査の資料を基に確認の調査が必要と認められたときは、本歩掛を 30 パーセントに補正するものとする。

また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2 回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表 9 - 5 により加算することができるものとする。

新

の位置、形状、寸法、容量等

駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査

原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量

工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積

（ 5 ）製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係

（ 6 ）その他移転工法案の検討に必要と認める事項

（ 7 ）敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表 9 - 5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
敷地使用 実態の調査	事業所	敷地面積	技師 A	0.28	0.18	0.46人	
		300 m ² 以上	技師 B	0.28	0.97	1.25人	
		500 m ² 未満	技師 C	0.28	0.28	0.56人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転工法を認定する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 9 - 7 の補正率表を適用するものとする。

表 9 - 6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の使用 実態追加調査	1 回 当たり	敷地面積	技師 A	0.10	0.03	0.13人	
		300 m ² 以上	技師 B	0.10	0.05	0.15人	
		500 m ² 未満	技師 C	0.10	0.05	0.15人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 9 - 7 の補正率表を適用するものとする。

表 9 - 7

敷地面積		300 m ² 以上	500 m ² 以上	800 m ² 以上	1,300 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	300 m ² 未満	500 m ² 未満	800 m ² 未満	1,300 m ² 未満	2,000 m ² 未満	3,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上	7,000 m ² 以上	10,000 m ² 以上	15,000 m ² 以上	25,000 m ² 以上
5,000 m ² 未満	7,000 m ² 未満	10,000 m ² 未満	15,000 m ² 未満	25,000 m ² 未満	35,000 m ² 未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

旧

表 9 - 4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
敷地の使用 実態の調査	権利者	敷地面積	技師 A	0.23	—	0.23人	
		300 m ² 以上	技師 B	0.23	0.08	0.31人	
		500 m ² 未満	技師 C	0.23	0.08	0.31人	

注 1 敷地面積は、大規模工場等の敷地面積とする。

注 2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 9 - 6 の補正率表を適用するものとする。

表 9 - 5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の使用 実態追加調査	1 回 当たり	敷地面積	技師 A	0.06	—	0.06人	
		300 m ² 以上	技師 B	0.06	0.02	0.08人	
		500 m ² 未満	技師 C	0.06	0.02	0.08人	

注 1 本表は、予備調査の資料を基に確認の調査を行う場合に適用する表 9 - 4 を 30 パーセントに補正したものである。

注 2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 9 - 6 の補正率表を適用するものとする。

表 9 - 6

敷地面積		300 m ² 以上	500 m ² 以上	800 m ² 以上	1,300 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	300 m ² 未満	500 m ² 未満	800 m ² 未満	1,300 m ² 未満	2,000 m ² 未満	3,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上	7,000 m ² 以上	10,000 m ² 以上	15,000 m ² 以上	25,000 m ² 以上
5,000 m ² 未満	7,000 m ² 未満	10,000 m ² 未満	15,000 m ² 未満	25,000 m ² 未満	35,000 m ² 未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

新

6 移転工法案の作成

移転工法案の作成は、基準、運用方針及び取扱要領の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の移転工法案2～3案を作成したうえで、経済的検討を行う（照応建物の推定建築費の算定は概算額で行い、補償総額の比較を行う）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 9 - 8 によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 80 パーセントに補正するものとする。

この検討により移転工法を決定した後の照応建物に係る補償額の算定は、7 照応建物の詳細設計等により行うものとする。

表 9 - 8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案 の作成	事業所	敷地面積	主任技師	—	0.47	0.47 人	
		300 m ² 以上	技師 A	—	1.68	1.68 人	
		500 m ² 未満	技師 B	—	1.15	1.15 人	
			技師 C	—	5.51	5.51 人	

注 1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注 2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9 - 9 の補正率表を適用するものとする。

表 9 - 9

敷地面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満	1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

敷地面積	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	25,000 m ² 以上 35,000 m ² 未満
補 正 率	4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

旧

5 移転工法案の作成

移転工法案の作成は、基準、運用方針及び取扱要領の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の移転工法案2～3案を作成したうえで、経済的検討を行う（照応建物の推定建築費の算定は概算額で行い、補償総額の比較を行う）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 9 - 7 によるものとする。

ただし、第 8 予備調査を行っているものについては、原則として、本業務に係る費用は計上しないものとする。

なお、予備調査の資料を基に確認の調査が必要と認めるときは、本歩掛を 50 パーセントに補正するものとする。

この検討により移転工法を決定した後の照応建物に係る補償額の算定は、6 照応建物の詳細設計等により行うものとする。

表 9 - 7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案 の作成	権利者	敷地面積	主任技師	—	1.89	1.89 人	
		300 m ² 以上	技師 A	—	1.89	1.89 人	
		500 m ² 未満	技師 B	—	1.89	1.89 人	
			技師 C	—	2.22	2.22 人	

注 1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注 2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9 - 8 の補正率表を適用するものとする。

表 9 - 8

敷地面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満	1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

敷地面積	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	25,000 m ² 以上 35,000 m ² 未満
補 正 率	4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

6 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

新

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費): 建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。)

なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたところである。日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表 9 - 10

用途区分 建物の延べ面積	イ	ロ	ハ
200㎡未満	0.067	0.087	0.047
200㎡以上 400㎡未満	0.042	0.053	0.030
400㎡以上 600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012
5,000㎡以上	0.016	0.020	0.011

旧

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費): 建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表9-9を標準とする。)

なお、表9-9の建物面積1㎡当たり図面枚数は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたところである。日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表 9 - 9

用途区分 建物の延べ面積	イ	ロ	ハ
200㎡未満	0.067	0.087	0.047
200㎡以上 400㎡未満	0.042	0.053	0.030
400㎡以上 600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012
5,000㎡以上	0.016	0.020	0.011

新

注 用途区分：イとは、店舗・事務所・病院・学校・マンション・住宅・その他これに類するもの。
ロとは、劇場・映画館・公会堂・神社・仏閣・その他これに類するもの。
ハとは、工場・倉庫・車庫・体育館・その他これに類するもの。

(2) 図面作成費(1枚当たり)の直接人件費は、表 9-11 により行うものとする。

表 9-11

種 目	職 種	単 位	A 1 判	A 2 判	備 考
図面作成費	技師 A	1 枚	3.10人	1.55人	
	技師 C	当たり	1.50人	0.75人	

(3) 依頼度

設計上参考となる各種の資料(標準図、類似の仕様書、詳細図、計算例、その他)の提供あるいは、設計上の方針の指示等により設計者の負担が軽減できる場合は、表 9-12 の依頼度を乗じて設計費を低減する。

表 9-12

提 供 す る 資 料 の 内 容	依 頼 度
資料を提供しない場合、又は提供する資料が極めて少ない場合。	1.00 ~ 0.80
類似の参考例がかなりある場合。	0.80 ~ 0.60
準拠すべき設計図書があり、その一部を修正する場合。	0.60 ~ 0.40

作成図面認定表

図面名称		権利者				
一	表 紙					
	配置・案内図					
	仕 上 表					
	平 面 図					
	立 面 図					

旧

注 用途区分：イとは、店舗・事務所・病院・学校・マンション・住宅・その他これに類するもの。
ロとは、劇場・映画館・公会堂・神社・仏閣・その他これに類するもの。
ハとは、工場・倉庫・車庫・体育館・その他これに類するもの。

(2) 図面作成費(1枚当たり)の直接人件費は、表 9-10 により行うものとする。

表 9-10

種 目	職 種	単 位	A 1 判	A 2 判	備 考
図面作成費	技師 A	1 枚	3.10人	1.55人	
	技師 C	当たり	1.50人	0.75人	

(3) 依頼度

設計上参考となる各種の資料(標準図、類似の仕様書、詳細図、計算例、その他)の提供あるいは、設計上の方針の指示等により設計者の負担が軽減できる場合は、表 9-11 の依頼度を乗じて設計費を低減する。

表 9-11

提 供 す る 資 料 の 内 容	依 頼 度
資料を提供しない場合、又は提供する資料が極めて少ない場合。	1.00 ~ 0.80
類似の参考例がかなりある場合。	0.80 ~ 0.60
準拠すべき設計図書があり、その一部を修正する場合。	0.60 ~ 0.40

作成図面認定表

図面名称		権利者				
一	表 紙					
	配置・案内図					
	仕 上 表					
	平 面 図					
	立 面 図					

新

旧

般 図	屋根伏図					
	断面図					
	矩形図					
	詳細図					
	展開図					
	建具表					
構 造 図	基礎伏図					
	基礎詳細図					
	軸組図					
	梁伏図					
	構造詳細図					
	鉄骨・鉄筋図					
	柱・梁リスト					
設 備 図	電灯設備図					
	動力設備図					
	給・排ガス図					
	その他設備図					
そ の 他 関						

般 図	屋根伏図					
	断面図					
	矩形図					
	詳細図					
	展開図					
	建具表					
構 造 図	基礎伏図					
	基礎詳細図					
	軸組図					
	梁伏図					
	構造詳細図					
	鉄骨・鉄筋図					
	柱・梁リスト					
設 備 図	電灯設備図					
	動力設備図					
	給・排ガス図					
	その他設備図					
そ の 他 関						

新

係 図						
合 計		枚	枚	枚	枚	枚

8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準によりがたいと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査 6工作物の調査（1）機械設備の項に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

(1) 図面等費

図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{図面等費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(2) 算定費

算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価による算出するものとする。

$$\text{算定費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(3) 見積徴収費

機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。

$$\text{見積徴収費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(4) 標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表 9-13 及び表 9-14 のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表 9-15 のとおりとする。

機械設備設計標準員数

表 9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業	

旧

係 図						
合 計		枚	枚	枚	枚	枚

7 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準によりがたいと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査 6工作物の調査（1）機械設備の項に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

(1) 図面等費

図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{図面等費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(2) 算定費

算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価による算出するものとする。

$$\text{算定費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(3) 見積徴収費

機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。

$$\text{見積徴収費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(4) 標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表 9-12 及び表 9-13 のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表 9-14 のとおりとする。

機械設備設計標準員数

表 9-12

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業	

新

				図面等	算定	計	備考
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.73	3.76	7.49人	
			技師 B	4.49	—	4.49人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は、表6-15のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数

表 9 - 14

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-18を再掲したものである。

見積徴収者員数

表 9 - 15

--	--	--	--	--	--	--	--

旧

				図面等	算定	計	備考
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.73	3.76	7.49人	
			技師 B	4.49	—	4.49人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は、表6-15のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数

表 9 - 13

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-18を再掲したものである。

見積徴収者員数

表 9 - 14

--	--	--	--	--	--	--	--

新

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-22を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表9-13に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合 表 9 - 16

機械設備 の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備A以外の場合

機械設備 の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

旧

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は、表6-22を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表9-12に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-15に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合 表 9 - 15

機械設備 の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備A以外の場合

機械設備 の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

新

第10 事業認定申請図書等の作成

【一】 事業認定申請図書の作成

事業認定申請図書の作成は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。

相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

相談用資料作成

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-1により行うものとする。

表10-1-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.95人	
			技師 A	0.95人	
			技師 B	0.95人	

3 現地調査等

現地調査等は、相談用資料作成に必要な対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-2により行うものとする。

- (1) 法第4条地等管理台帳調査
- (2) 法第4条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第4条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

旧

第10 事業認定申請図書等の作成

【一】 事業認定申請図書の作成

事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。

相談用資料作成

起業者が事業認定機関に対する事前相談を行うための相談用資料（事業認定申請図書（案））の作成

申請図書作成

事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成

相談用資料作成

起業者が事業認定機関に対して行う事前相談のための相談用資料作成を発注する場合には、次の各項目により行うものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-1により行うものとする。

表10-1-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.54人	
			技師 A	0.54人	
			技師 B	0.54人	

3 現地調査等

現地調査等とは、相談用資料作成に必要な対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-2により行うものとする。

なお、関連事業を含めて行う場合には、表10-1-2の歩掛を100パーセントを超え130パーセント以下の範囲で補正できるものとする。

- (1) 法第4条地等管理台帳調査
- (2) 法第4条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第4条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

新

表 10 - 1 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査等	業 務	—	主任技師	0.91	0.66	1.57人	
			技師 A	1.83	2.07	3.90人	
			技師 B	1.83	2.07	3.90人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 3 により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表 10 - 1 - 3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.87	0.87人	
			技師 A	2.76	6.02	8.78人	
			技師 B	2.76	6.02	8.78人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 4 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書 (案)
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書 (案)
- (4) 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書 (案)
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書 (案)
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書 (案)
- (7) その他必要な書面等

表 10 - 1 - 4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	1.47	1.47人	
			技師 A	—	10.73	10.73人	
			技師 B	—	10.73	10.73人	

旧

表 10 - 1 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査等	業 務	—	主任技師	1.08	—	1.08人	
			技師 A	2.16	2.16	4.32人	
			技師 B	2.16	2.16	4.32人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成とは、当該事業に係る資料の収集、整理並び補足資料の作成で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 3 により行うものとする。

なお、関連事業を含めて行う場合には、表 10 - 1 - 3 の歩掛を 100 パーセントを超え 130 パーセント以下の範囲で補正できるものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表 10 - 1 - 3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集及び作成	業 務	—	技師 A	3.24	1.62	4.86人	
			技師 B	3.24	1.62	4.86人	

5 調書等の作成

調書等の作成とは、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 4 により行うものとする。

なお、関連事業を含めて行う場合には、表 10 - 1 - 4 の歩掛を 100 パーセントを超え 130 パーセント以下の範囲で補正できるものとする。

- (1) 事業認定申請書 (案) 等
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書 (案)
- (4) 法第 4 条土地調査
- (5) 法第 4 条地等の管理者への意見照会書 (案)

表 10 - 1 - 4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	3.28	3.28人	
			技師 A	—	11.30	11.30人	
			技師 B	—	11.30	11.30人	

新

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 10 - 1 - 5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	-	主任技師	-	0.28	0.28人	
			技師 A	-	0.92	0.92人	
			技師 D	-	4.64	4.64人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表 10 - 1 - 6 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び6 添付図面の作成とする。

- (1) 道路、河川、鉄道、その他これらに類し、区間（線）を事業認定申請の対象とするもの。なお、この区間は「申請起業地区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。

ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。

表 10 - 1 - 6

事業認定の対象となる距離	2.0km 未満	2.0km 以上 4.0km 未満	4.0km 以上 6.0km 未満	6.0km 以上 8.0km 未満	8.0km 以上 12.0km 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20

旧

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

なお、関連事業を含めて行う場合には、表 10 - 1 - 5 の歩掛を 100 パーセントを超え 130 パーセント以下の範囲で補正できるものとする。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 10 - 1 - 5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	技師 A	—	1.00	1.00人	
			技師 D	—	4.05	4.05人	

注 図面作成は、同一種類の図面を 10 枚（内部協議用を含む。）作成するものとし、成果物に至るまでに図面の作成を 3 回程度行うことを前提としている。

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表 10 - 1 - 6 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び6 添付図面の作成とする。

- (1) 道路、河川、鉄道、その他これらに類し、区間（線）を事業認定申請の対象とするもの。なお、この区間は「起業地計画の区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。

ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。

表 10 - 1 - 6

事業認定の対象となる距離	2.0km 未満	2.0km 以上 4.0km 未満	4.0km 以上 6.0km 未満	6.0km 以上 8.0km 未満	8.0km 以上 12.0km 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20

新

12.0km 以上 16.0km 未満	16.0km 以上 20.0km 未満	20.0km 以上 25.0km 未満	25.0km 以上 30.0km 未満	30.0km 以上 40.0km 未満
2.80	3.30	3.80	4.40	5.20

40.0km 以上 50.0km 未満
6.20

(2) ダム、飛行場、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対 象となる面積	50ha 未満	50ha 以上 70ha 未満	70ha 以上 100ha 未満	100ha 以上 150ha 未満	150ha 以上 250ha 未満
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70

250ha 未満 400ha 未満	400ha 以上 600ha 未満
9.30	12.50

(3) 学校、庁舎、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対 象となる面積	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満
補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70

25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	40,000 m ² 以上 60,000 m ² 未満
2.40	3.20

旧

12.0km 以上 16.0km 未満	16.0km 以上 20.0km 未満	20.0km 以上 25.0km 未満	25.0km 以上 30.0km 未満	30.0km 以上 40.0km 未満
2.80	3.30	3.80	4.40	5.20

40.0km 以上 50.0km 未満
6.20

(2) ダム、飛行場、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対 象となる面積	50ha 未満	50ha 以上 70ha 未満	70ha 以上 100ha 未満	100ha 以上 150ha 未満	150ha 以上 250ha 未満
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70

250ha 未満 400ha 未満	400ha 以上 600ha 未満
9.30	12.50

(3) 学校、庁舎、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対 象となる面積	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満
補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70

25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	40,000 m ² 以上 60,000 m ² 未満
2.40	3.20

新

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、関連事業の有無によって、表 10-1-7 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面の作成とする。

表 10-1-7

関連事業	あり	なし
補正率	1.20	1.00

② 申請図書作成

1 打合せ協議

中間打合せ回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-8 により行うものとする。

表 10-1-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.36 人	
			技師 A	0.36 人	
			技師 B	0.36 人	

旧

② 申請図書作成

事業認定機関との事前相談の完了に伴って、申請図書作成を別途発注する場合は、相談用資料の変更の程度によって、次の各項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算を行うものとする。

1 打合せ協議

中間打合せ回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

相談用資料作成の表 10-1-1 の歩掛を 50 パーセントに補正するものとする。

新

3 現地調査等

現地調査等は、申請図書作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 9 により行うものとする。

- (1) 法第 4 条地等管理台帳調査
- (2) 法第 4 条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第 4 条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表 10 - 1 - 9

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査等	業 務	—	主任技師	0.59	0.42	1.01 人	
			技師 A	1.19	0.48	1.67 人	
			技師 B	1.19	0.48	1.67 人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 10 により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表 10 - 1 - 10

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.59	0.59 人	
			技師 A	1.88	4.11	5.99 人	
			技師 B	1.88	4.11	5.99 人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、申請図書として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 11 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書(案)
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書(案)
- (4) 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書(案)
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)

旧

3 現地調査等

相談用資料作成の表 10 - 1 - 2 の歩掛を 30 パーセント以上 50 パーセント以下の範囲で補正するものとする。

4 資料の収集及び作成

相談用資料作成の表 10 - 1 - 3 の歩掛を 30 パーセント以上 50 パーセント以下の範囲で補正するものとする。

5 調書等の作成

相談用資料作成の表 10 - 1 - 4 の歩掛を 30 パーセント以上 50 パーセント以下の範囲で補正するものとする。

新

- (7) 事業説明会の実施状況を記載した書面等
- (8) その他必要な書面等

表 10 - 1 - 11

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	0.96	0.96人	
			技師 A	—	7.01	7.01人	
			技師 B	—	7.01	7.01人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 10 - 1 - 12

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	-	主任技師	-	0.22	0.22人	
			技師 A	-	0.74	0.74人	
			技師 D	-	3.75	3.75人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

[二] 裁決申請図書の作成

裁決申請図書の作成は、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対

旧

6 添付図面の作成

相談用資料作成の表 10 - 1 - 5 の歩掛を 70 パーセント以上 80 パーセント以下の範囲で補正するものとする。

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

[二] 裁決申請図書の作成

裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対

新

応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 1 により行うものとする。

ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表 10 - 2 - 2 により行うものとする。

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表 10 - 2 - 1

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現地踏査	件	主任技師	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 A	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 B	0.11 人	0.04 人	0.06 人

注 上表 A、B、C は次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表 10 - 2 - 2

種 目	単 位	職 種	外 業	
			A	B
現地踏査	件	主任技師	0.04 人	0.04 人
		技師 A	0.04 人	0.04 人
		技師 B	0.04 人	0.04 人

注 上表 A、B は次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、裁決申請書(案)の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 3 により行うものとする

表 10 - 2 - 3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考

旧

応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 1 により行うものとする。

ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表 10 - 2 - 2 により行うものとする。

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表 10 - 2 - 1

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現地踏査	件	主任技師	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 A	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 B	0.11 人	0.04 人	0.06 人

注 上表 A、B、C は次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表 10 - 2 - 2

種 目	単 位	職 種	外 業	
			A	B
現地踏査	件	主任技師	0.04 人	0.04 人
		技師 A	0.04 人	0.04 人
		技師 B	0.04 人	0.04 人

注 上表 A、B は次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討とは、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、裁決申請書(案)の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 3 により行うものとする

表 10 - 2 - 3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考

新

資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.86	0.86人
		技師 B	—	0.86	0.86人

4 裁判申請書(案)等の作成

裁判申請書(案)等の作成は、法第40条に定める書類(図面の作成を除く)の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、直接人件費の積算は、表10-2-4によるものとする。

- (1) 裁判申請書(案)
- (2) 事業計画書
- (3) 法第40条第1項第2号関係書類
- (4) 法施行規則第17条第2号イに定める書面
- (5) 法施行規則第17条第3号に定める書面
- (6) 法第36条に定める土地調書(案)
- (7) その他必要と認められる書面

表10-2-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
裁判申請書(案)等の作成	件	主任技師	—	0.33	0.33人	
		技師 A	—	1.92	1.92人	
		技師 B	—	1.92	1.92人	

5 図面の作成

図面の作成は、既存の起業地の位置を表示する図面並びに既存の起業地及び事業計画を表示する図面を基に裁判申請書(案)に添付する図面を作成する作業及び既存の実測平面図を基に土地調書に添付する実測平面図を作成する作業をいい、直接人件費の積算は、表10-2-5及び表10-2-6により行うものとする。

表10-2-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
起業地の位置を表示する図面及び起業地及び事業計画を表示する図面	件	技師 A	—	0.09	0.09人	
		技師 D	—	0.94	0.94人	

注 直接人件費の積算に当たっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、〔一〕事業認定申請図書の作成 相談用資料作成 7対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

表10-2-6

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考

旧

資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.85	0.85人
		技師 B	—	0.85	0.85人

4 裁判申請書(案)の作成

裁判申請書(案)の作成とは、法第40条に定める書類(図面の作成を除く)の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、直接人件費の積算は、表10-2-4によるものとする。

- (1) 裁判申請書(案)本文の作成
- (2) 事業計画書の作成
- (3) 法第40条第1項第2号関係書類の作成(法施行規則第17条第2号イに定める証明書を含む)
- (4) 法第36条に定める土地調書(案)の作成

表10-2-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
裁判申請書(案)の作成	件	主任技師	—	0.27	0.27人	
		技師 A	—	1.68	1.68人	
		技師 B	—	1.68	1.68人	

5 図面の作成

図面の作成とは、起業地の位置を表示する図面、起業地及び事業計画を表示する図面及び土地調書に添付する実測平面図の作成をいい、直接人件費の積算は、表10-2-5及び表10-2-6により行うものとする。

表10-2-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
起業地の位置を表示する図面及び起業地及び事業計画を表示する図面	件	技師 A	—	0.04	0.04人	
		技師 D	—	1.56	1.56人	

注 直接人件費の積算に当たっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、〔一〕事業認定申請図書の作成 相談用資料作成 7対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

表10-2-6

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考

新

土地調査添付図面の作成	筆	技師 A	—	0.03	0.03人	
		技師 D	—	0.32	0.32人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、裁決申請書（案）を補充する資料（協議経過説明書、登記事項証明書（写）等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 7 により行うものとする。

表 10 - 2 - 7

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.14	0.14人	
		技師 A	—	0.52	0.52人	
		技師 B	—	0.52	0.52人	

[三] 明渡裁決申立図書の作成

明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として [二] 裁決申請図書の作成と併せて発注するものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 1 又は表 10 - 2 - 2 により行うものとする。

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して明渡裁決申立書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 3 - 1 により行うものとする。

表 10 - 3 - 1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.46	0.46人	
		技師 B	—	0.46	0.46人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

4 明渡裁決申立書（案）等の作成

明渡裁決申立書（案）等の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類（図面の作成を除く）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、

旧

土地調査添付図面の作成	筆	技師 A	—	0.02	0.02人	
		技師 D	—	0.06	0.06人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成とは、裁決申請書（案）を補充する資料（協議経過説明書、登記事項証明書（写）等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 7 により行うものとする。

表 10 - 2 - 7

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.06	0.06人	
		技師 A	—	0.44	0.44人	
		技師 B	—	0.44	0.44人	

[三] 明渡裁決申立図書の作成

明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として [二] 裁決申請図書の作成と併せて発注するものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 1 又は表 10 - 2 - 2 により行うものとする。

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討とは、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して明渡裁決申立書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 3 - 1 により行うものとする。

表 10 - 3 - 1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.42	0.42人	
		技師 B	—	0.42	0.42人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

4 明渡裁決申立書（案）の作成

明渡裁決申立書（案）の作成とは、法第 47 条の 3 に定める書類（図面の作成を除く）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、

新

表 10 - 3 - 2 により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表 10 - 3 - 3 により行うものとする。

- (1) 明渡裁決申立書 (案)
- (2) 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- (3) 法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 1 号に定める書面
- (4) 法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 2 号に定める書面
- (5) 法第 36 条に定める物件調書 (案)
- (6) その他必要と認められる書面

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表 10 - 3 - 2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書 (案) 等の作成	件	主任技師	—	0.50	0.50 人	
		技師 A	—	2.28	2.28 人	
		技師 B	—	2.28	2.28 人	

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)

表 10 - 3 - 3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書 (案) 等の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08 人	
		技師 A	—	0.21	0.21 人	
		技師 B	—	0.21	0.21 人	

5 図面の作成

図面の作成は、物件が存する場合に 既存の図面を基に 物件調書に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、直接人件費の積算は、表 10 - 3 - 4 により行うものとする。

表 10 - 3 - 4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
図面の作成	件	主任技師	—	0.13	0.13 人	
		技師 A	—	0.68	0.68 人	
		技師 B	—	0.68	0.68 人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、明渡裁決申立書 (案) を補充する資料 (協議経過説明書等) の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 3 - 5 により行うものとする。

表 10 - 3 - 5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考

旧

表 10 - 3 - 2 により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表 10 - 3 - 3 により行うものとする。

- (1) 明渡裁決申立書 (案) 本文の作成
- (2) 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類の 作成 (法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 1 号に定める証明書を含む。)
- (3) 法第 36 条に定める物件調書 (案) の 作成

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表 10 - 3 - 2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書 (案) の作成	件	主任技師	—	0.31	0.31 人	
		技師 A	—	1.84	1.84 人	
		技師 B	—	1.84	1.84 人	

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)

表 10 - 3 - 3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書 (案) の作成	件	主任技師	—	0.04	0.04 人	
		技師 A	—	0.14	0.14 人	
		技師 B	—	0.14	0.14 人	

5 図面の作成

図面の作成 と は、物件が存する場合に物件調書に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、直接人件費の積算は、表 10 - 3 - 4 により行うものとする。

表 10 - 3 - 4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
図面の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08 人	
		技師 A	—	0.56	0.56 人	
		技師 B	—	0.56	0.56 人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成 と は、明渡裁決申立書 (案) を補充する資料 (協議経過説明書等) の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 3 - 5 により行うものとする。

表 10 - 3 - 5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考

新

その他参考図書の作成	件	主任技師	—	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>
		技師 A	—	<u>0.17</u>	<u>0.17人</u>
		技師 B	—	<u>0.17</u>	<u>0.17人</u>

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

旧

その他参考図書の作成	件	主任技師	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>
		技師 A	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>
		技師 B	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

新

別表 設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1	
権	公図等の転写		㎡	100	数量が 1000 ㎡未満の場合は数値を 10 ㎡とする。
	地積測量図転写		㎡	100	
	土地の登記記録の調査		㎡	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初		㎡	100
追跡			人	1	
利	公図等転写連続図作成		㎡	100	数量が 1000 ㎡未満の場合は数値を 10 ㎡とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
調	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		㎡	100	数量が 1000 ㎡未満の場合は数値を 10 ㎡とする。
査	現況利用調査		㎡	100	
	聞き取り調査（自治体）		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		㎡	100	数量が 1000 ㎡未満の場合は数値を 10 ㎡とする。
		地形図等調査		㎡	
	聞き取り調査（地元精通者等）		㎡	100	
	報告書作成		業務	1	
	建	打合せ協議	中間打合せ	回	1
現地踏査			業務	1	
木造建物			棟	1	
木造特殊建物			棟	1	

旧

別表 設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1	
権	公図等の転写		㎡	100	数量が 1000 ㎡未満の場合は数値を 10 ㎡とする。
	地積測量図転写		㎡	100	
	土地の登記記録の調査		㎡	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初		㎡	100
追跡			人	1	
利	公図等転写連続図作成		㎡	100	数量が 1000 ㎡未満の場合は数値を 10 ㎡とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
調	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		㎡	100	数量が 1000 ㎡未満の場合は数値を 10 ㎡とする。
査	現況利用調査		㎡	100	
	聞き取り調査（自治体）		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		㎡	100	数量が 1000 ㎡未満の場合は数値を 10 ㎡とする。
		地形図等調査		㎡	
	聞き取り調査（地元精通者等）		㎡	100	
	報告書作成		業務	1	
	建	打合せ協議	中間打合せ	回	1
現地踏査			業務	1	
木造建物			棟	1	
木造特殊建物			棟	1	

新

物 等 の 調 査 営 業 そ の 他 の 調 査	非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設 備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1	
	独立工作物		箇 所	1	
	立竹木		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は数位を 10 m ² とする。
	庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m ²	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
居住者		世 帯	1		
動産	一般住家、農家住宅	戸	1		
	店舗	店 舗	1		
	事務所、工場、倉庫	事業所	1		
その他通損	仮住居、借家人	世 帯	1		
	移転雑費	所有者	1		

旧

物 等 の 調 査 営 業 そ の 他 の 調 査	非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設 備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1	
	独立工作物		箇 所	1	
	立竹木		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は数位を 10 m ² とする。
	庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m ²	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
居住者		世 帯	1		
動産	一般住家、農家住宅	戸	1		
	店舗	店 舗	1		
	事務所、工場、倉庫	事業所	1		
その他通損	仮住居、借家人	世 帯	1		
	移転雑費	所有者	1		

新

	その他	仮住居有	世帯	1	
		仮住居無	世帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画書の作成		事業所	1	
移転工法の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法書の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計		事業所	1	
機械設備設計	見積	台	1		
事業認定申請書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	現地調査等		業務	1	
	資料の収集及び作成		業務	1	
	調書等の作成		業務	1	
	添付図面の作成		種類	1	

旧

	その他	仮住居有	世帯	1		
		仮住居無	世帯	1		
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業務	1		
	企業内容等の調査		事業所	1		
	敷地全体の配置		事業所	1		
	建物		棟	1		
	機械設備等		事業所	1		
	移転計画書の作成		事業所	1		
	移転工法の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		関係資料収集		権利者	1	
企業内容等の調査			事業所	1		
敷地の使用実態の調査			権利者	1		
駐車場等の使用実態追加調査			回	1		
移転工法書の作成			権利者	1		
照応建物の詳細設計		図面作成費	枚	1		
機械設備			事業所	1		
機械設備		見積	台	1		
生産設備	見積	台	1			
事業認定申請書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業務	1		
	現地調査等		業務	1		
	資料の収集及び作成		業務	1		
	調書等の作成		業務	1		
	添付図面作成		種類	1		
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
		物件有	件	1		

新

裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1	
その他参考図書の作成		件	1		
明 渡 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
その他参考図書の作成		件	1		
再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
土 地 評 価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格算定		1画地	1	
	残地補償算定		1画地	1	

旧

裁 決 申 請 図 書 の 作 成	現地踏査	物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
明 渡 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書(案)の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
図面の作成		件	1		
その他参考図書の作成		件	1		
再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
賃貸物件		事業所	1		
土 地 評 価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格算定		1画地	1	
	残地補償算定		1画地	1	
評価格の調整		業 務	1		
打合せ協議	中間打合せ	回	1		

新

補償説明	評価額の調整		業務	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等 A	権利者	1	
		補償説明等 B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等 A	権利者	1	
		補償説明等 B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等 A	権利者	1	
		補償説明等 B	権利者	1	
	消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
消費税等調査		営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	
事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
			戸	1	
			箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
			戸	1	
			箇所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
			戸	1	
箇所			1		
費用負担	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	

旧

補償説明	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等 A	権利者	1	
		補償説明等 B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等 A	権利者	1	
補償説明等 B		権利者	1		
補償説明	補償説明等 A	権利者	1		
	補償説明等 B	権利者	1		
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	
事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
			戸	1	
			箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
			戸	1	
			箇所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
			戸	1	
箇所			1		
費用負担説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	

新

旧

担 説 明	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	

費用負担説明		権利者	1	
--------	--	-----	---	--